

利用に当たって

1 調査の目的

我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及び商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施される指定統計調査（指定統計第23号）である。

3 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類」- 卸売・小売業」に属する事業所

4 調査の期日

平成19年6月1日現在で実施

なお、商業統計調査は、昭和27年以降は2年ごと、昭和51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易調査を実施しており、今回は24回目の調査にあたり、5年ぶりに本調査を実施した。

5 主な用語の説明

(1) 従業者数

主としてその事業所の業務に従事しているもので、個人事業主と無給家族従業者、有給役員、常用雇用の計をいう。

常用雇業者 「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者。

）期間を定めずに雇用されている者

）1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

）上記）、）以外の雇業者のうち、平成19年4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

(2) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売額をいう。なお、年間商品販売額には消費税を含む。

(3) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額など商品販売額以外の収入をいう。

(4) 売場面積（小売業のみ）

商品を販売するために、その事業所が実際に使用する売場の延床面積をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業（新車・中古車）、畳小売業、建具小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除く。

6 この結果表は、平成20年3月時点で本県独自に集計したものであり、今後経済産業省が公表する数値とは相違することがある。

7 この統計表は、単位未満を四捨五入しているため、年間商品販売額及び構成比等においては、合計数値と内訳数値の計が一致しないことがある。

8 表中に使用した符号は次のとおりである。

「 - 」: 該当数値なし

「▲」: マイナスの数値

「X」: 1又は2の事業所に関する数字で、これをそのまま掲載すると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため、秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数字でも、前後の関係から秘匿数値が判明する箇所も秘匿としている。

9 お問い合わせ先

〒700-8570

岡山市内山下2丁目4番6号

岡山県企画振興部統計管理課経済統計班

TEL(086)224-2111 内線2360・2356

TEL(086)226-7261 直通